

シップリサイクル条約の概要

経緯

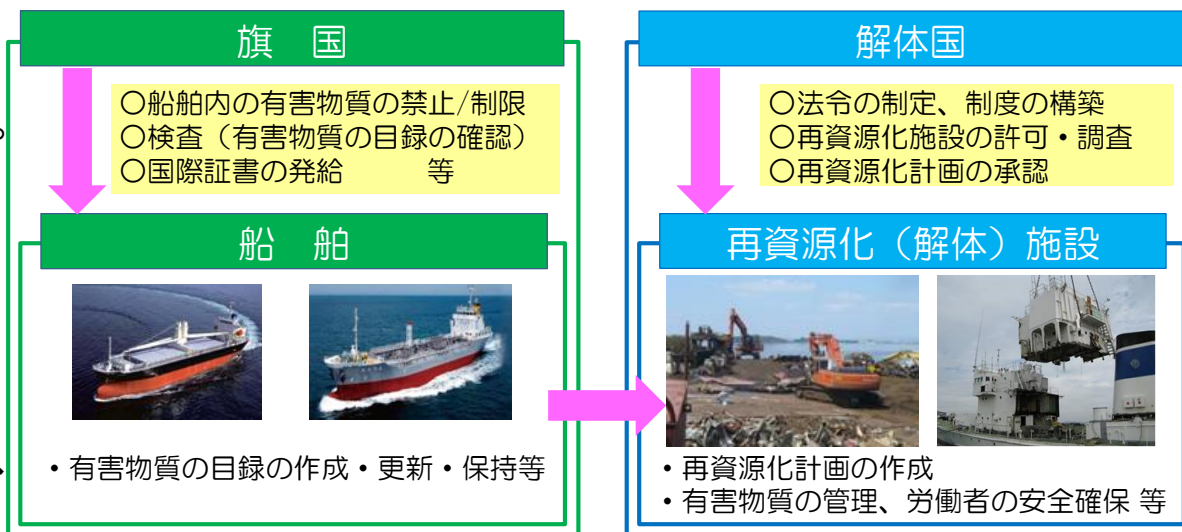
- 国際海事機関(IMO)は2000年からシップリサイクルの規制に関する議論を開始し、2009年5月にシップリサイクル条約※を採択。
- 我が国は世界有数の海運・造船国として議論及び条約作成を主導。

(※ 2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約(仮称))

概要

【条約上の主な義務】

- 許可を与えられた施設以外での船舶の再資源化を禁止。
- 船舶の建造段階から一貫して有害物質を含む装置等の設置・使用を禁止又は制限。
- 対象船舶に含まれている有害物質の目録の作成
- 再資源化(解体)施設における環境及び労働者の保護並びに有害物質の管理体制の構築
- 旗国、寄港国及び解体国(施設所在国)は、船舶の検査・監督及び再資源化施設の許可・調査を実施



【対象船舶】

- 管轄海域を越えて航行する総トン数500トン以上の船舶(軍艦及び官公庁船は対象外)

シップリサイクル条約の要件を適用する船舶の範囲

	EEZを超えて運航する	運航時はEEZを超えない	
5000総トン以上	<p>外航船、(遠洋・近海)内航船 EEZ外操業 条約適用</p> <p>↓</p> <p>条約に従ったインベントリの作成、保持、定期的な検査、船舶解体時の検査が必要</p>	<p>内航船(EEZ内操業) 海外売船時等: 条約適用</p> <p>↓</p> <p>EEZ航行前又は売船後に インベントリの作成が必要</p>	<p>内航船(EEZ内操業) 国内解体 条約非適用</p> <p>↓</p> <p>船舶解体時にインベ ントリの作成が必要</p>
5000総トン未満	<p>外航船、(遠洋・近海)内航船 EEZ外操業 条約非適用</p> <p>↓</p> <p>インベントリの作成を求めない</p>	<p>内航船(EEZ内操業) 海外売船時等に国際総 トン数500GT以上の場合: 条約適用</p> <p>↓</p> <p>国際総トン500総トン以上のも のはEEZ航行前又は売船後に インベントリの作成が必要</p>	<p>内航船(EEZ内操業) 国内解体 条約非適用</p> <p>↓</p> <p>インベントリの 作成を求めない</p>